

財政部

令和5年度 重点目標

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成と将来を見据えた財政基盤の構築 |
| 2 | 適正な債権管理・回収による負担の公平性の確保と納期内納付の推進 |
| 3 | 業務の標準化と公平・公正で適正な課税の推進 |
| 4 | 公有財産の適正な管理と利活用及び遊休財産の処分の推進 |
| 5 | 入札・契約の適正化の推進と公共工事の品質確保 |

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成と将来を見据えた財政基盤の構築		部局名	財政部	優先順位	1 位
総合計画における位置付け		第 1 編 市民が主役のまちづくり 第 3 章 地方分権にふさわしい行財政経営 第 1 節 行財政改革の推進と住民サービスの充実		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア歳入の確保 イ健全な財政基盤の構築 オ受益と負担のあり方の見直し					
現況・課題	国の令和5年度予算は、歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算との基本的な考え方を踏まえた予算編成がなされました。地方の一般財源総額に関しては、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないこととされ、実質的に同水準が確保され、当市の令和5年度当初予算においても、コロナ禍からの経済活動の再開を踏まえ、市税は前年度に比べ増収を見込んでいますが、物価高騰や海外経済のリスク要因もあり、当市の財政運営にマイナスの影響が生じる懸念があります。また、ロシアのウクライナ侵攻等によるエネルギー・食料品等の価格上昇は、市民生活や事業者の活動にも大きな影響を与えています。社会保障費の増加や、このような社会情勢が変化する中においても、総合計画に掲げられた将来都市像の実現を目指すとともに、国・県の施策と歩調を合わせた物価高対策や、デジタル化・脱炭素化などの課題に取り組みながらも、将来を見据えた持続可能な財政運営が求められています。						
目的・効果	令和5年度は、次の①から④までを重点的な取組とすることで、物価高への対応をはじめとする社会情勢に対応した機動的な対応と将来を見据えた持続可能な財政運営を推進します。			該当するSDGsの目標	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 社会・経済情勢を踏まえた適切な予算編成 (1) 物価高をはじめとする社会経済情勢の変化に伴う経済対策や災害対応等に対して、迅速かつ機動的な予算編成を行います。 (2) 第二次総合計画の実現に向けた予算編成を行います。 (3) 限られた財源の有効活用を図ります。	(1) (2) (3) 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算編成時	(1) 国や県の動向を踏まえ、上田市としての対応を精査しながら、迅速な予算措置を行う。 (2) (3) 財源状況を的確に把握し、予算の重点的な配分を行う。	(1) 国や県の施策と歩調を合わせ、臨時交付金を活用した生活困窮者支援などの物価高対策事業を各補正予算で計上した。また、大雨災害に係る復旧事業費について迅速に予算対応した。 (2) (3) 総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた予算編成を行うとともに、令和6年度当初予算編成に向けて、関係職員と財政事情を共有し、財源の有効活用、予算の重点化を求めた。		(1) 国の臨時交付金を活用した生活困窮者支援や定額減税関連事業などの物価高騰対策事業について、適切な時期に実施することができるよう予算化を行った。また、大雨災害に係る復旧事業費について迅速に予算対応した。 (2) (3) 地方財政措置に関する情報把握に努めるとともに、職員と市の財政事情を共有し、財源の有効活用を求めた。実施計画事業などに重点的な予算配分を行うとともに、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた予算編成を行った。	
②	○ 歳出削減と歳入確保に向けた取組 (1) 歳出削減に向けた取組や更なる既存事業の見直しを実施し、その財源を新たな政策課題等に対するために活用します。 (2) 補助制度や基金の活用、使用料の改定など財源確保に向けた取組を検討します。	(1) 令和5年度末	(1) 令和5年度補正予算及び令和6年度予算編成への活用を目指す。 (2) 基金の有効活用や、補助金、繰出金の見直しを検討するとともに、使用料改定に着手する。	(1) 令和6年度予算編成において、経常経費のマイナスシーリングを実施し、予算要求上限額の設定をした。また、既存事業の見直し・再構築・ビルド&スクラップの徹底を全所属に求めた。 (2) 基金の有効活用について基金所管課と調整を図るとともに、財源確保の取組として基金の一部を債券運用に切り替えた。使用料改定における課題について、関係課と協議を行った。		(1) 令和6年度予算編成において、経常経費のマイナスシーリングを実施し、予算要求上限額の設定をした。また、既存事業の見直し・再構築・ビルド&スクラップの徹底を全所属に求め、予算編成における財源不足額の圧縮に努めた。 (2) 基金の有効活用について基金所管課と調整を図るとともに、財源確保の取組として基金の一部を債券運用に切り替えた。使用料改定に向け、改定作業における課題などについて関係課と協議を行った。	
③	○ 健全財政の維持 (1) 実質公債費比率及び将来負担比率について、第二次総合計画の目標値を下回るよう、計画的な財政運営を行います。 (2) 財政構造の弾力性を確保するため、第四次行革大綱の目標値を下回るよう、経常収支比率に留意して財政運営を行います。	(1) 令和5年度末	(1) (2) 令和4年度決算目標値 実質公債費比率6.0%未満 （総合計画令和7年度目標値5.8を見据え設定） 将来負担比率50.0%未満 （総合計画令和7年度目標値40.3を見据え設定） 経常収支比率91.1%以下 （行革大綱令和7年度目標値91.1を見据え設定）	(1) (2) 令和4年度決算に基づく財政指標は、以下のとおり目標を達成した。 ・実質公債費比率 5.2%（対前年比 △0.1ポイント） ・将来負担比率 20.2%（対前年比 △3.3ポイント） ・経常収支比率 89.7%（対前年比 +4.2ポイント）		(1) (2) 令和4年度決算に基づく財政指標は、以下のとおり目標を達成した。 ・実質公債費比率 5.2%（対前年比 △0.1ポイント） ・将来負担比率 20.2%（対前年比 △3.3ポイント） ・経常収支比率 89.7%（対前年比 +4.2ポイント）	
④	○ 企業会計の廃止と一般会計移管への対応 (1) 産婦人科病院事業の廃止（令和5年度末）が予定されており、企業債の償還や精算事務について検討し、適切な対応を行います。	(1) 令和5年度末	(1) 企業会計（産婦人科病院事業）の廃止及び適切な精算を行うため、関係各課と十分協議し、予算対応を行う。	(1) 企業会計の廃止と一般会計への移管に向け、担当課において関係機関との調整を重ね、その内容を踏まえ調整を行った。		(1) 企業会計の廃止と一般会計への移管に向け、担当課と調整を重ね、その内容を令和5年度補正予算、令和6年度当初予算に反映した。企業債については、関係機関との協議を行った上で、減債基金を活用し、年度末に繰り上げ償還を行った。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		適正な債権管理・回収による負担の公平性の確保と納期内納付の推進			部局名	財政部	優先順位	2位																																																																				
総合計画における位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け																																																																							
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保																																																																										
現況・課題	市税等の収納状況は長期的には改善傾向にあり、令和2年度までの5年間で市税の収納率が2.62ポイント、国保税が8.92ポイント上昇し、また、滞納繰越額では市税が約5億7千万円減、国保税が約5億2千万円減となりました。また、近年の傾向として、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の収納率が前年比で0.15ポイント減少したものの、令和3年度の収納率は前年度比0.82ポイントの増加となり、上昇傾向に戻りつつあります。県内他市に比べ収納率が低い状態が続いており、現年度分の翌年滞納繰越額を最小限に止めることで、滞納の発生と長期化の未然防止を図る必要があります。市税等の納付については、令和5年度から、地方税統一QRコードの導入に伴い、キャッシュレス納付など多様な納付環境を整備し、納税者の利便性向上を図っています。令和5年4月1日に債権管理室が設置され、債権管理条例に基づき市債権全体の適正な管理を推進していく必要があります。																																																																											
目的・効果	税負担の公平性を確保し、市民の納税意識向上に向けた取組の推進を図り、地域経営を支える自主財源を確保することを目指します。各債権の現状を把握し、債権管理の適正化を推進することを目指します。				該当するSDGsの目標	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう																																																																						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）		中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度) 及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）																																																																					
①	滞納の発生とその長期化を防止する取組の推進 (1) きめ細かな納税相談の実施 (2) 納付案内センターを活用した自主納付催告 (3) 早期の財産調査による差押及び執行停止等、適切な処分の実行 (4) 課税担当課等との連携の推進	令和5年度末	収納率の目標 市税（現年度） 98.90% 国保（現年度） 96.20%		・令和5年9月末 収納状況 <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">9月末</td><td rowspan="2">前年9月末</td><td rowspan="2">増減</td></tr><tr><td>市税</td><td>75.38</td><td>56.07</td><td>1.31</td></tr><tr><td rowspan="2">市税</td><td>現年度分</td><td>15.60</td><td>16.79</td><td>△ 1.19</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td>28.18</td><td>28.68</td><td>△ 0.50</td></tr><tr><td rowspan="2">国保税</td><td>現年度分</td><td>13.20</td><td>13.88</td><td>△ 0.68</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・令和5年9月末 滞納繰越分 収入未済額 <table><tr><td>市税</td><td>331,884</td><td>458,624</td><td>△ 126,740</td></tr><tr><td>国保税</td><td>293,391</td><td>371,408</td><td>△ 78,017</td></tr></table>		区分	9月末	前年9月末	増減	市税	75.38	56.07	1.31	市税	現年度分	15.60	16.79	△ 1.19	滞納繰越分	28.18	28.68	△ 0.50	国保税	現年度分	13.20	13.88	△ 0.68	滞納繰越分				市税	331,884	458,624	△ 126,740	国保税	293,391	371,408	△ 78,017	・令和6年2月末 収納状況 <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">2月末</td><td rowspan="2">前年2月末</td><td rowspan="2">増減</td></tr><tr><td>市税</td><td>85.09</td><td>84.94</td><td>0.15</td></tr><tr><td rowspan="2">市税</td><td>現年度分</td><td>26.00</td><td>25.80</td><td>0.20</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td>76.11</td><td>76.47</td><td>△ 0.36</td></tr><tr><td rowspan="2">国保税</td><td>現年度分</td><td>22.96</td><td>21.77</td><td>1.19</td></tr><tr><td>滞納繰越分</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・令和6年2月末 滞納繰越分 収入未済額 <table><tr><td>市税</td><td>290,896</td><td>408,783</td><td>△ 117,887</td></tr><tr><td>国保税</td><td>259,411</td><td>336,237</td><td>△ 76,826</td></tr></table>		区分	2月末	前年2月末	増減	市税	85.09	84.94	0.15	市税	現年度分	26.00	25.80	0.20	滞納繰越分	76.11	76.47	△ 0.36	国保税	現年度分	22.96	21.77	1.19	滞納繰越分				市税	290,896	408,783	△ 117,887	国保税	259,411	336,237	△ 76,826
区分	9月末	前年9月末	増減																																																																									
				市税	75.38	56.07	1.31																																																																					
市税	現年度分	15.60	16.79	△ 1.19																																																																								
	滞納繰越分	28.18	28.68	△ 0.50																																																																								
国保税	現年度分	13.20	13.88	△ 0.68																																																																								
	滞納繰越分																																																																											
市税	331,884	458,624	△ 126,740																																																																									
国保税	293,391	371,408	△ 78,017																																																																									
区分	2月末	前年2月末	増減																																																																									
				市税	85.09	84.94	0.15																																																																					
市税	現年度分	26.00	25.80	0.20																																																																								
	滞納繰越分	76.11	76.47	△ 0.36																																																																								
国保税	現年度分	22.96	21.77	1.19																																																																								
	滞納繰越分																																																																											
市税	290,896	408,783	△ 117,887																																																																									
国保税	259,411	336,237	△ 76,826																																																																									
	滞納繰越額縮減のための取組の推進 (1) 差押及び執行停止等、適切な処分の実行 (2) 長野県地方税滞納整理機構と連携した滞納整理	令和5年度末	収納率の目標 市税（滞繰分） 27.40% 国保（滞繰分） 25.80%		・9月末差押件数377件（前年同期266件） ・令和5年度長野県地方税滞納整理機構移管分 ・移管件数：90件、移管金額：101,234円 （前年移管件数：90件、移管金額：107,030円）		・2月末差押件数930件（前年同期630件） ・令和5年度長野県地方税滞納整理機構移管分 ・移管件数：90件、移管金額：101,145円 （前年移管件数：90件、移管金額：107,030円）																																																																					
③	適正な債権管理の推進 (1) 債権所管課へのヒアリングによる状況把握と助言・指導 (2) 債権の管理に関する職員研修会の実施 (3) 訴えの提起を含めた法的な債権回収の実行 (4) 債権処理審査会による債権放棄の適正な審査の実施	令和5年度末	(1) ヒアリングによる状況把握と助言・指導の実施 (2) 職員研修会の実施 (3) 法的な債権回収による未収金の縮減 (4) 債権処理審査会に先立つ事前審査の徹底		(1) 7月に46債権（25課）に対するヒアリングを実施し、管理状況を確認。 (2) 県外の弁護士グループによる研修に6課13人がリモートで参加（6月）。財務会計事務担当者研修会で債権管理事務について説明（7月）。 (3) 訴訟2件をはじめとした法的回収手続きの実施。		(1) 催告書の文面などの助言や、折衝への同席を行い、その結果いくつかの案件が完納、納付開始、納付約束となった。 (2) 弁護士団体による研修への参加（6月）参加13人、財務会計事務担当者研修会での説明（7月）説明対象81人、債権管理室職員による債権管理研修実施（1月）参加17人。 (3) 訴訟3件、差押1件、不動産競売1件を申し立て。訴訟2件を除き継続中。 (4) 必要に応じて弁護士の見解を確認しながら事前審査を実施し、債権処理審査会による適正な審査を行った。																																																																					
④	業務システム標準化の推進 (1) 標準化に向けた業務内容や業務手順の見直し (2) 説明会への参加等による国の動向の把握	令和5年度末	(1) 標準仕様と現行システムとの比較分析 (2) 国の動きに応じた作業スケジュールの策定及び作業の実行		(1) 現行システムに係る比較分析を開始。分析の進捗状況について、情報システム課によるヒアリングを2回実施。 (2) 業務システム標準化に係る説明会に2回出席。		(1) 現行システムに係る比較分析がほぼ完了。分析の進捗状況等について、情報システム課によるヒアリングを3回実施。 (2) 業務システム標準化に係る説明会に3回出席。																																																																					
⑤	市民の納税意識向上に向けた取組 (1) 租税教室への講師派遣（小学生対象） (2) 納税標語の募集（中学生対象） (3) 広報紙等による納税に関する広報活動の実施 (4) 留学生へ税金セミナーの開催（外国人対象）	(1) 5月～2月 (2) 5月～12月 (3) 4月～3月 (4) 令和5年度末	(1) 租税教室への講師派遣 (2) 納税標語の募集 (3) 広報紙等による納税に関する広報活動の実施 (4) 留学生へ税金セミナーの開催		(1) 前期の講師派遣依頼はなし。 (2) 中学生を対象とし納税標語の募集を行った。応募人数：638人 (3) 広報うえだに納期限を迎える税目等と納期限を掲載。行政チャンネルで納税に係る総合的な情報を提供。 (4) 留学生に対する税金セミナーを6月に開催。		(1) 小学校で租税教室を1回開催 (2) 中学生を対象とし納税標語の募集を行った。応募人数：638人 (3) 納税に係る基本のお知らせに加え、行政チャンネル等を活用し納税の重要性を伝える啓発活動を実施。 (4) 留学生に対する税金セミナーを6月に開催。																																																																					
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題																																																																							

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		業務の標準化と公平・公正で適正な課税の推進			部局名	財政部	優先順位	3位
総合計画における位置付け		第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政改経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保						
現況・課題		・ 令和7年度までに自治体情報システムの標準化を実施するため、システム移行の計画を作成する必要がある。 ・ 公平・公正で適正な課税には、基礎となる課税客体を公平・公正かつ適正に把握することが重要であり、特に固定資産税では建物の有無や土地の利用状況など、基準日（1月1日）の現況を的確に捕捉する必要があります。 ・ 申告を前提とした個人・法人市民税や償却資産は、適正申告者との公平性の観点からも、未申告者対策が欠くことのできない課題となっています。						
目的・効果		・ 標準化に向け計画を作成するのにあわせ業務内容・体制を見直すことにより、業務の効率化を推進する。 ・ 固定資産課税情報基礎資料の整備事業を実施し、公正・公平かつ適正な土地評価を実施します。 ・ 未申告者の調査・照会等を行い、公正・公平かつ適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度を向上させます。				該当するSDGsの目標		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○ 業務の効率化・標準化に向けた業務内容や業務システムの見直し (1) 業務の効率化・標準化に向け、業務内容・体制の見直し (2) 業務システムの標準化に向けた具体的計画の策定	年度末	(1) 業務内容・体制を見直し、要領やマニュアルを整備する。 (2) 標準化に向けた具体的計画を作成する。	(1) 随時、業務マニュアルの整備を進めている。 (2) 国の仕様変更に合わせて、引き続き、現行と標準化後との業務の差異の洗い出しを実施している。この結果に基づき、今後は、計画を具体化する。		(1) 業務マニュアルを見直すとともに、研修マニュアルを整備した。これにより、職員のスキルアップが図れた。また、申告受付体制を見直し、申告業務の効率化を図った。 (2) 国の仕様変更に合わせて、現行と標準化後との業務の差異の洗い出しを実施し、標準化に向け準備を進めた。		
②	○ 固定資産税家屋課税客体調査整備事業の実施 (1) 家屋外形図追加・修正 (2) 家屋特定及び不明家屋の調査 ・ 不一致家屋の調査及び特定 ・ 課税客体の把握及び対象外の判定 (3) 賦課漏れ家屋の適正な賦課	年度末	(1) 家屋図の追加・修正（R5年分） (2) 家屋（約6万棟）の特定（全市域） 不一致家屋の調査（全市域） (3) 賦課漏れ家屋（約6千件）の賦課	(1) R5年分家屋図の追加、修正済。 (2) 不一致家屋の残り約6万棟のうち22%、調査開始時（R4年）の全体約9万棟のうち45%を判別した。今後も順次課税マスタと照合、課税対象の特定作業を進めていく。 (3) 不一致家屋特定調査で把握した賦課漏れ家屋について、順次所有者と接触、確認・賦課を進めている。		(1) 令和5年中の新増築及び滅失等に係る家屋図修正を実施した。 (2) 不一致家屋の残り約6万棟のうち50%、調査開始時（R4年）の全体約9万棟のうち63%を判別した。今後も順次課税マスタと照合、課税対象の特定作業を進めていく。 (3) 不一致家屋特定調査で把握した賦課漏れ家屋について、順次所有者と接触、確認・賦課を実施した。		
③	○ 土地基礎資料に基づく土地の評価 (1) 業務委託や職員の現地調査による土地基礎資料の整備	通年	(1) 令和6年度の評価替に向け、価格形成要因の分析及び課題の洗い出し、路線を見直した場合の影響の検証を上半期に、それに基づく土地評価を下半期を中心に行う。	(1) 路線価及び状況類似地区の価格形成要因の洗い出しを終了し、路線及び状況類似地区を見直した際の影響の検証を実施しつつ、必要に応じて修正を加えながら3年に1度の土地価格の評価替を行う。		(1) 不動産鑑定士に相談してバランス検証を実施し、路線価及び状況価格を検証して算定した。 (2) 上記に基づき、土地評価を実施した。		
④	○ 税の公平性・信頼性を確保するため未申告者対策を実施 (1) 個人市民税 未申告者への催告 (2) 法人市民税 未申告法人への催告 (3) 償却資産 未申告者の把握と申告催告	(1) 5月～9月 (2) 6月～2月 (3) 8月～11月	(1) 20歳以上の未申告者を対象とした申告催告 (2) 県税務所へ申告資料の調査を行い、未申告者へ申告催告 (3) 税務署等へ申告資料等の調査を行い、未申告者へ申告催告	(1) 対象年齢の下限を20歳から18歳に下げて未申告調査を実施しているところである。 (2) 今後、県税務所等への調査及び未申告者に申告勧奨を実施予定 (3) 税務署への申告状況や経済産業省へ事業計画承認情報などの調査を行い、未申告者へ申告催告を実施した。		(1) 対象年齢の下限を20歳から18歳に下げて未申告調査を実施した。 (2) 県税務所等へ調査をし、未申告者に対して申告勧奨を実施した。 (3) 税務署他へ調査を行い、未申告者へ申告催告を実施した。		
⑤	○ 税関連情報の周知 (1) 納税通知書等の発送に合わせて税情報のチラシの封入 (2) 市ホームページ、Line等を利用した広報	(1) 固定資産税 4月 個人市民税 6月 (2) 随時	(1) 税のしくみ等を解説 (2) 市税情報の周知	(1) 年金特徴の説明を見直し、納税通知書に同封した。税務署の年末調整書類の送付に併せ、eLTAX利用の案内を送付予定。上田市から発送の源泉徴収票にe-Tax利用の案内を同封予定。 (2) 税制改正等について市ホームページやLineに掲載し、市税情報の周知を行った。		(1) 納税通知書に見直した年金特徴の説明を同封した。また、年末調整書類や源泉徴収票の送付に併せ、eLTAXやe-Taxなどの電子申告の案内を同封した。 (2) 税制改正等について市ホームページに掲載するとともに、申告等についてメール配信やLineで周知を図った。		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ・ 納税者の利便性を向上させるとともに、課税客体の適切な把握による課税の信頼度の向上に継続して取り組みます。			○取組による効果・残された課題				

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		公有財産の適正な管理と利活用及び遊休財産の処分の推進		部局名	財政部	優先順位	4 位
総合計画における位置付け		第1編 自治・協働・行政市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ウ 市有財産の適切な管理と利活用					
現況・課題	・施設の用途廃止により生じる遊休財産については、予め「用途廃止後の利活用方針」を検討したうえで処分に結び付ける必要があります。また、地方公会計制度に基づく固定資産台帳等を活用して適正な資産管理を行うと共に、活用が見込まれる未利用財産については、必要となる情報を精査した上で売却や賃貸等の利活用を進めることが必要です。 ・金融機関からの借入によって取得した土地開発公社の保有地は、処分が進まない5年以上の長期保有地が大部分（90%以上）を占めています。 ・自主財源の確保や土地開発公社保有地の簿価縮減のため、これら財産と資産の売却や賃貸等の利活用の促進が必要となっています。 ・一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地を、一元的に管理していくための取組みが必要です。			該当するSDGsの目標			
目的・効果	・遊休財産や未利用資産の利活用の促進により、自主財源の確保を図ります。 ・土地開発公社保有地の処分の促進により公社の経営健全化を図ります。 （あわせて公社の設立出資者である上田市の財政負担の軽減につなげます。） ・土地の先行取得といった目的において類似した役割を担っている土地開発基金や土地開発公社のあり方について検討し、点在する未活用土地の適正な管理を図ります。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○遊休財産や未利用資産の利活用の促進 (1) 平成28年度から協定を締結している公益社団法人長野県宅地建物取引業協会上田支部と幅広く情報提供を図るなど、引き続き民間事業者のノウハウも活用しながら未利用財産の売却や賃貸等の利活用を促進する	(1) 令和5年度末	(1) 令和5年度において、財産処分の目標金額を30,000千円以上とします。	(1) 遊休財産2物件（約340㎡、約11,400千円）を含む10物件、面積計約580㎡、約15,000千円を処分。 （目標30,000千円に対し、約50%の進捗状況）		(1) 34物件、面積合計約10,338㎡、売却額合計約42,879千円を処分。 （うち、遊休財産8物件、面積合計約9,043㎡、約28,795千円。その他は道廃水路敷。目標30,000千円に対し、約143%の達成状況）	
②	○未活用土地の一元化の促進 (1) 一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地の利活用を促進すると共に、一元的に管理していくための取組みを進める	(1) 令和5年度末	(1) 遊休資産（未利用状態にある市有土地・建物）の情報を、市ホームページ等を活用し積極的に公表するなど、利活用を促進するための取組みを進めます。また、一般会計、土地開発基金、土地開発公社等がそれぞれ保有している未活用土地の一元化に向け、他自治体の取組み事例を参考に、土地開発公社のあり方も含めた検討を行います。	(1) 遊休資産34件の情報を、市ホームページ等を活用し積極的に公表した結果、これまで16件（R4の12件、R5の4件）の問い合わせがあり、3件の利活用につながった。 （売却1件・貸付1件・市内部での活用1件） また、長野県の事例を参考に、一般会計、土地開発基金及び土地開発公社が保有する土地の一元管理の手法について、庁内で検討を行っている。		(1) 遊休資産34件の情報を、市ホームページ等を活用し積極的に公表した結果、これまで20件（R4の12件、R5の8件）の問い合わせがあり、3件の利活用につながった。 （売却1件・貸付1件・市内部での活用1件） また、長野県の事例を参考に、一般会計、土地開発基金及び土地開発公社が保有する土地の一元管理の手法について、庁内で協議を行った結果、一定の縮減が図られてきた土地開発公社保有地については、土地開発基金を財源として市に買い戻すことも有効な方策と考えられることから、早期の対応に向け、今後も更に詳細な検討、調整を進めることとした。	
③	○効率的な資産活用による自主財源の確保 (1) ネーミングライツの導入やインターネットオークションへの出展など、資産の有効活用による自主財源の確保に繋がる取組みを進める	(1) 令和5年度末	(1) 施設管理においては、単に施設の維持・保全のみならず、ネーミングライツを導入するなど、施設を活用する取組みへの転換を図ると共に、不用となった市が有する財産については、インターネットオークションに出展するなど、自主財源の確保に繋がる取組みを行います。	(1) 本年4月1日から「上田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」が施行され、同日から「提案募集型」による募集を開始した。なお、7/20から10/31の期間で、2施設（上田市菅平高原スポーツランド・上田市菅平高原アリーナ）において「施設特定型」による募集が行われている。 また、不用となった消防車両5台について、11月に「インターネットオークション」を活用した売却を行うべく準備を進めている。		(1) 上田市菅平高原スポーツランド及び上田市菅平高原アリーナにおいて「施設特定型」による募集が行われ、当該2施設において、ネーミングライツの導入が決定された。 また、不用となった車両を、11月及び2月に「インターネットオークション」に出展した結果、消防車両5台、普通車両1台の計6台について、2,756千円で売却することができた。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		入札・契約の適正化の推進と公共工事の品質確保			部局名	財政部	優先順位	5位
総合計画における位置付け		第1編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実			上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」 における位置付け	市内の5G高速大容量通信の環境整備を支援し、新時代を先駆ける上田地域のスマートシティ化への原動力とする		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け								
現況・課題	建設業の将来の担い手確保の観点から、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっています。備品が納品されてから備品登録・シール配付までにタイムラグがあり、購入課における備品シールの貼付漏れが散見されるため、事務改善の必要が生じています。地域の建設業者が将来にわたり社会資本の整備や管理、防災対応の水準を維持するため、公共工事における品質確保を図る必要が生じています。							
目的・効果	建設業者の中長期的な担い手確保や技術者等の処遇改善（休日の確保）等、働き方改革が図られます。事務改善及び研修により、備品シールの貼付漏れを防止し、財産管理者及び物品取扱主任の備品に対する管理意識を高めます。技術職員の資質向上により、工事の品質確保や平準化を推進します。				該当するSDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○ 建設業の働き方改革の推進に向けた取組 (1) 入札業務におけるダンピング対策の推進 (2) 入札業務等の電子化の推進 (3) 建設工事における週休2日制の試行導入及び関連する制度の検討	(1) 10月まで (2) 年度内 (3) 年度内	(1) 低入札調査制度の導入 (2) 電子入札年間60件 (3) 週休2日制を試行導入し、発注から完了検査までの流れを確認するとともに、関連する余裕期間制度等の導入を検討	(1) 低入札価格調査制度の実施基準について関係課等と調整を行っており、年度内までに実施要領を制定することとした。 (2) 9月末現在で44件実施した。（目標60件に対し、約73%の進捗状況） (3) 週休2日工事試行要領を制定し、10月から一部の建設工事において試行することとした。	(1) 低入札価格調査制度の実施要領を3月に制定した。 (2) 105件（前年比+76件）の電子入札を実施した。（目標60件に対し、175%の達成状況） (3) 10月から週休2日工事試行要領に基づき、15件の建設工事を発注するとともに、週休2日工事実施要領を制定し、令和6年4月から本格実施することとした。			
②	○ 備品管理の適正化推進 (1) 備品登録及びシール作成時期の徹底と早期配付の実施 (2) 備品管理業務に関する認識を高めるための研修等における周知	(1) 4月から (2) 上半期	(1) 毎日備品の支払命令書の起票を確認し、起票された備品について一週間以内にシールを配付 (2) 各種職員研修や会議等で周知	(1) 毎日備品の支払命令書の起票を確認し、備品シールの発行、配付を一週間以内に行っている。 (2) 学校事務職員、新入・新任職員及び財務会計事務担当者を対象にした契約事務研修の中で、備品管理方法、各所属で登録が必要な場合や所管換えの方法を周知した。	(1) 支払命令書の起票を毎日確認し、起案から概ね一週間以内に備品シールの発行・配付を通年で実施した。 (2) 4月に学校事務職員、5月に新任会計事務職員、7月に財務会計事務担当者へ実施した研修会において、各課で行う備品の管理方法について周知した。			
③	○ 技術職員の資質向上の推進 (1) 工事担当課合同会議を開催し、検査指摘項目の共有 (2) 若手職員と検査情報共有 (3) 指定検査員と検査実施方法の共有	(1) 6月会議開催 12月情報提供 (2) 9月 (3) 7月	(1) 工事監督員が注力すべき検査項目について情報提供 (2) 検査情報の発信 (3) 検査実施方法の情報共有	(1) 6月に工事担当課合同会議を開催し、注力すべき検査指摘事項について情報共有を行った。 (2) 工事書類の簡素化を検討しており、11月までに検査情報を共有することとした。 (3) 10月からの週休2日工事試行実施に伴い、11月までに検査実施方法を情報共有することとした。	(1) 6月は工事担当課合同会議開催において、2月はメール配信により注力すべき検査指摘事項について情報共有を行った。 (2) 11月に工事検査講習会を開催し、若手職員へ検査の基本情報共有を行った。 (3) 指定検査員の検査が集中する年度末直前の2月に、検査実施に関する情報共有を行った。			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				